

半 期 報 告 書

(第 18 期中) 自 平成14年 6 月 1 日
至 平成14年11月30日

日本オラクル株式会社

東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号

(941-300)

本文書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した半期報告書の記載事項を、P D F ファイルとして作成したものであります。

E D I N E T による提出書類は一部の例外を除きH T M L ファイルとして作成することとされており、当社ではワードプロセッサファイルの元データをH T M L ファイルに変換することにより提出書類を作成しております。

本文書はその変換直前のワードプロセッサファイルを元に作成されたものであります。

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	2
3. 関係会社の状況	2
4. 従業員の状況	2
第2 事業の状況	3
1. 業績等の概要	3
2. 生産、受注及び販売の状況	5
3. 対処すべき課題	6
4. 経営上の重要な契約等	6
5. 研究開発活動	7
第3 設備の状況	8
1. 主要な設備の状況	8
2. 設備の新設、除却等の計画	8
第4 提出会社の状況	9
1. 株式等の状況	9
(1) 株式の総数等	9
(2) 新株予約権等の状況	9
(3) 発行済株式総数、資本金等の状況	14
(4) 大株主の状況	15
(5) 議決権の状況	16
2. 株価の推移	16
3. 役員の状況	16
第5 経理の状況	17
中間財務諸表等	18
(1) 中間財務諸表	18
(2) その他	37
第6 提出会社の参考情報	38
第二部 提出会社の保証会社等の情報	39

[中間監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成15年2月27日
【中間会計期間】	第18期中（自 平成14年6月1日 至 平成14年11月30日）
【会社名】	日本オラクル株式会社
【英訳名】	ORACLE CORPORATION JAPAN
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 新宅 正明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区紀尾井町4番1号
【電話番号】	03（5213）6666
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員最高財務責任者 野坂 茂
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区紀尾井町4番1号
【電話番号】	03（5213）6666
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員最高財務責任者 野坂 茂
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第16期中	第17期中	第18期中	第16期	第17期
会計期間	自平成12年 6月1日 至平成12年 11月30日	自平成13年 6月1日 至平成13年 11月30日	自平成14年 6月1日 至平成14年 11月30日	自平成12年 6月1日 至平成13年 5月31日	自平成13年 6月1日 至平成14年 5月31日
売上高（百万円）	39,655	43,843	39,353	87,731	86,362
経常利益（百万円）	13,725	16,560	10,579	32,124	31,095
中間（当期）純利益（百万円）	7,791	9,497	6,076	18,325	17,620
持分法を適用した場合の投資利益（百万円）	—	—	—	—	—
資本金（百万円）	22,127	22,131	22,131	22,127	22,131
発行済株式総数（株）	128,194,062	128,194,662	128,194,662	128,194,062	128,194,662
純資産額（百万円）	71,151	78,169	78,544	78,537	81,172
総資産額（百万円）	94,827	103,613	102,899	111,206	108,553
1株当たり純資産額（円）	555.03	609.78	613.91	612.64	633.21
1株当たり中間（当期）純利益金額（円）	60.78	74.08	47.45	142.95	137.45
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額（円）	—	74.02	47.45	—	—
1株当たり中間（年間）配当額（円）	25	40	35	100	100
自己資本比率（%）	75.0	75.4	76.3	70.6	74.8
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	9,139	3,018	3,713	27,564	13,462
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△ 1,698	△ 4,553	9,493	△ 2,151	2,951
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△ 6,003	△ 9,590	△ 8,680	△ 9,184	△ 14,727
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高（百万円）	59,519	63,186	80,522	74,310	75,996
従業員数（人）	1,448	1,591	1,588	1,551	1,623

（注）1. 当社は中間連結財務諸表は作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 第16期中および第16期の潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、新株引受権付社債および転換社債を発行していないため、記載しておりません。第17期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、調整計算の結果1株当たり当期純利益金額が減少しないため記載しておりません。

4. 平成12年7月19日付をもって1株を1.5株に株式分割しております。

なお、第16期中および第16期の1株当たり中間（当期）純利益金額は、期首に株式分割が行われたものとして計算しております。

5. 第17期より自己株式を資本に対する控除項目としております。また1株当たり経営指標を計算するにあたり、発行済株式総数から自己株式数を控除して計算しております。
6. 当中間会計期間から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当企業集団が営む事業の内容について重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

- (1) 提出会社の状況

平成14年11月30日現在

従業員数（人）	1,588
---------	-------

(注) 従業員数は、就業人員数（他社からの出向受入者2名を含む。）であります。

- (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しています。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当中間会計期間における我が国経済は、景気回復の兆候が一部には見られたものの、不良債権問題や株安などの先行き不安から、設備投資や個人消費も回復せず、厳しい状況で推移いたしました。

このような経済環境下、当社といたしましては、顧客ニーズの確実な把握により、「データを知として最大化させ、企業価値の向上を実現する」ための革新的な製品、サービスやソリューションを積極的に提案し、高い顧客満足度を獲得することで厳しい経済環境下においても事業拡大を実現することを目指してまいりました。

平成14年6月1日付で実施した機構改革では、製品や職種といった当社側の機能に基づく組織体制から、顧客の要望に合ったソリューションの提案から導入、稼働後のサポートまでをひとつの窓口で完結させる組織に改めました。また、分散したマーケティング機能を統合し、一貫したメッセージを発信することで「日本オラクル」の企業ブランドの再構築をはかり、当社製品の導入効果を明確なメッセージで伝える広告展開を積極的に進めてまいりました。さらに、自社製品の活用により、ビジネスプロセスの効率化と標準化を推進し、迅速な意思決定を実現するとともに、自らが成功事例のショウケースとなることを目指しました。

従来から市場の開拓と拡大に力を入れてきたブロードバンド、電子政府、ライフサイエンスといった新市場向けでは、特にブロードバンド分野で、ソフトバンクグループのビー・ビー・ケーブル株式会社がYahoo! BBを利用して行う放送・VOD(Video On Demand)システムの構築支援、株式会社インターネットイニシアティブがブロードバンドビジネス事業者を対象として、コンテンツ配信網・ユーザ管理システム・コンテンツ管理システムを一貫したプラットフォームとして提供する「CDN Japan」のシステムの構築支援を手がけるなど、ブロードバンドの普及の流れに乗り実績を残しました。

以上により、当中間会計期間の売上高は393億53百万円（前年同期比44億89百万円、10.2%減）となりました。平成14年3月1日より改定されたサポートサービスのロイヤルティ適用範囲の拡大によるロイヤルティの増加やコンサルティングサービスの業容拡大による外注委託費の増加により、サービス部門の売上原価が前中間会計期間に比べ増加した一方、販売費及び一般管理費は業務効率化を進めた結果、前中間会計期間に比べ減少し、経常利益は105億79百万円（前年同期比59億81百万円、36.1%減）、中間純利益は60億76百万円（前年同期比34億20百万円、36.0%減）、1株当たりの中間純利益は47円45銭（前年同期比26円63銭減）となりました。なお、当中間会計期間中に自己株式を248,000株、市場より取得いたしました。

各部門別の業績

〔ソフトウェアプロダクト〕

データベース・テクノロジーにおいては「Oracle9i Release2」を平成14年8月から出荷いたしました。

「Oracle9i Release2」は「Oracle9i Database」と「Oracle9i Application Server」の連携を強化し、Intel社の64ビットの高性能CPU「Itanium2」にもいち早く対応いたしました。また、RAC(Real Application Clusters)機能(注)を訴求した販売戦略を推進すべく、パートナー企業との協業によりRACの技術検証や導入支援を行うサービスを開始いたしました。さらに、顧客基盤の拡大のため、専任部門が全国の数百社に及ぶシステムインテグレータやISV(Independent Software Vender:独立系ソフト開発会社)を訪問し、中堅企業や地方顧客向けの販売促進活動を実施いたしました。

ビジネス・アプリケーションにおいては、SCM(Supply Chain Management)の計画系機能およびプロジェクト管理機能を強化した「Oracle E-Business Suite 11i Release7」を平成14年8月から出荷いたしました。また、CRM(Customer Relationship Management)分野における受注機会の拡大をねらい、パートナー各社との協業構築を積極的に進めました。

しかしながら、特にデータベース・テクノロジーにおいては、景気低迷による企業の投資抑制の影響を大きく受け、ソフトウェアプロダクト部門の売上高は174億67百万円（前年同期比90億64百万円、34.2%減）となりました。

(注) ひとつのデータベースを複数のサーバーで共有し、負荷の分散と障害時におけるシステム全体の停止を防ぐとともに、負荷やビジネスの増加に応じたシステムの拡張をシステムの停止をせずに実現する機能。

[サービス]

サポートサービスにおいては前事業年度のソフトウェアプロダクトの販売が好調であったことや、パートナー各社が保守やアップグレードといったサービス事業に力を入れていることもあり、サポート契約更新率は前中間会計期間に比べ上昇いたしました。また、コンサルティングサービスにおいても、各種ソリューションの提供により好調に推移いたしました。しかしながら、エデュケーションサービスについては、企業の研修費削減の影響を受け、前中間会計期間に比べ減少いたしました。

以上の結果、サービス部門の売上高は218億86百万円（前年同期比45億74百万円、26.4%増）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間会計期間におけるキャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、37億13百万円（前年同期比6億94百万円増）となりました。これは主に税引前中間純利益105億81百万円、法人税等の支払66億75百万円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は、94億93百万円（前年同期は45億53百万円の使用）となりました。これは主に有価証券の売却14億81百万円、有価証券の償還29億97百万円、貸付金の回収50億円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、86億80百万円（前年同期比9億9百万円減）となりました。これは主に配当金の支払76億74百万円、自己株式の取得10億5百万円によるものです。

以上の結果、当中間会計期間末における現金及び現金同等物は前中間会計期間末に比べ、173億36百万円増加し、805億22百万円となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1)生産実績

当中間会計期間の生産実績を事業部門ごとに示すと、次のとおりであります。

区分	金額（百万円）	前年同期比（％）
サポートサービス	13,772	24.3
エデュケーションサービス	1,906	△8.2
コンサルティングサービス	6,206	49.2
合計	21,886	26.4

- (注) 1. 金額は販売価額によっております。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)商品仕入実績

当中間会計期間の商品仕入実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	金額（百万円）	前年同期比（％）
マニュアル及びメディア等	135	△3.0
合計	135	△3.0

- (注) 1. 金額は仕入価額によっております。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(3)受注状況

当社の生産業務の内容は、サポートサービス、エデュケーションサービスおよびコンサルティングサービスといったサービス業務であり、個別受注の占める割合が僅少なため、受注状況の記載を省略しております。

(4) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を事業部門ごとに示すと、次のとおりであります。

区分	金額（百万円）	前年同期比（％）
ソフトウェアプロダクト		
データベース・テクノロジー	15,492	△38.1
ビジネス・アプリケーション	1,974	30.2
小計	17,467	△34.2
サービス		
サポートサービス	13,772	24.3
エデュケーションサービス	1,906	△8.2
コンサルティングサービス	6,206	49.2
小計	21,886	26.4
合計	39,353	△10.2

(注) 前中間会計期間および当中間会計期間の主な相手先に対する販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間 (自 平成13年6月1日 至 平成13年11月30日)	
	金額（百万円）	割合（％）
伊藤忠テクノサイエンス(株)	5,984	13.6
富士通(株)	5,102	11.6
日本電気(株)	4,277	9.8
新日鉄ソリューションズ(株)	3,598	8.2

相手先	当中間会計期間 (自 平成14年6月1日 至 平成14年11月30日)	
	金額（百万円）	割合（％）
富士通(株)	4,983	12.7

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) 当中間会計期間において新たに締結した重要な契約は次のとおりであります。

販売代理店契約

相手先	契約年月日	契約期間
株式会社日立オープンプラットフォームソリューションズ	平成14年11月1日	平成14年11月1日から1年毎に更新

(2) 当中間会計期間において終了した重要な契約は次のとおりです。

販売代理店契約

相手先	契約の終了日	契約終了の理由
(株)日立製作所	平成14年11月30日	株式会社日立製作所との取引が株式会社日立オープンプラットフォームソリューションズに移管され、同社と新たな販売代理店契約を締結したことに伴い、本契約を終了したものです。

(3) 当中間会計期間において生じた重要な契約の変更は次のとおりです。

販売代理店契約

(旧)

相手先	契約年月日	契約期間
<u>コンパックコンピュータ(株)</u>	平成13年1月1日	平成13年1月1日から1年毎に更新

(新)

相手先	契約年月日	契約期間
<u>日本ヒューレット・パカード(株)</u>	平成13年1月1日	平成13年1月1日から1年毎に更新

(注) 下線は変更箇所を示します。

5 【研究開発活動】

当社は、オラクル・コーポレーションが開発したソフトウェアプロダクトの国内市場における販売と、当該ソフトウェアプロダクトの利用を支援する各種サービスの提供を主たる業務としているため、当社独自の研究開発活動は行っておりません。

ソフトウェアプロダクトの研究開発はオラクル・コーポレーションが主体となって進められますが、当社は新製品開発の初期の段階から参画しており、オラクル・コーポレーションとの密接な協力により、日本市場に適合した商品開発に反映させております。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数（株）
普通株式	512,770,000
計	512,770,000

(注) 「株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる」旨定款に定めております。

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数（株） （平成14年11月30日）	提出日現在発行数（株） （平成15年2月27日）	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	128,194,662	同左	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら 限定のない当社 における標準と なる株式
計	128,194,662	同左	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成15年2月1日以降提出日までのストックオプションの権利行使により発行されたものは含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

① 新株予約権

商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成14年8月21日定時株主総会決議による第1回分（平成14年9月24日取締役会決議）

	中間会計期間末現在 （平成14年11月30日）	提出日の前月末現在 （平成15年1月31日）
新株予約権の数	4,921個	4,702個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（注1）	492,100株	470,200株
新株予約権の行使時の払込金額（注2）	3,870円	同左
新株予約権の行使期間	平成16年10月1日から 平成24年8月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 3,870円 資本組入額 1,935円	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数とは、平成14年8月21日開催の第17回定時株主総会における特別決議に基づき付与された新株予約権から、被付与者が喪失した権利を除く新株予約権の新株発行予定数であります。

2. 権利付与日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が権利付与日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、権利付与日の終値とする。なお、権利付与日以降に時価を下回る価額で新株発行（転換社債の転換および新株引受権の行使の場合を除く）を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} + \text{既発行株式数} \times \text{新規発行前の株価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、権利付与日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

3,870円は権利付与日（平成14年10月1日）の属する月の前月（平成14年9月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値3,870円と権利付与日の終値3,380円との比較により、3,870円としたものであります。

3. (1) 権利を付与された者は、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者との間で締結するストックオプション付与契約（以下、「付与契約」という）に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株引受権の行使は以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することができる。
 - ① 平成16年10月1日以降、付与された権利の2分の1の権利を行使することができる。
 - ② 平成18年10月1日以降、付与された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を付与された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

平成14年8月21日定時株主総会決議による第2回分（平成14年11月19日取締役会決議）

	中間会計期間末現在 (平成14年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成15年1月31日)
新株予約権の数	4個	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（注1）	400株	同左
新株予約権の行使時の払込金額（注2）	3,153円	同左
新株予約権の行使期間	平成16年10月1日から 平成24年8月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,153円 資本組入額 1,577円	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左

- (注) 1. 上記「平成14年8月21日定時株主総会決議による第1回分（平成14年9月24日取締役会決議）」の(注)1に同じであります。
2. 新株予約権の行使時の払込金額算定方法は、上記「平成14年8月21日定時株主総会決議による第1回分（平成14年9月24日取締役会決議）」の(注)2に同じであります。なお、新株予約権の行使時の払込金額3,153円は権利付与日（平成14年11月19日）の属する月の前月（平成14年10月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値3,153円と権利付与日の終値2,830円との比較により、3,153円としたものであります。
3. 上記「平成14年8月21日定時株主総会決議による第1回分（平成14年9月24日取締役会決議）」の(注)3に同じであります。
4. 上記「平成14年8月21日定時株主総会決議による第1回分（平成14年9月24日取締役会決議）」の(注)4に同じであります。

- ② 新株予約権付社債
該当事項はありません。

- ③ その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権方式によるストックオプション

平成11年8月25日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成14年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成15年1月31日)
新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注1)	421,900株	419,950株
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	11,132円	同左
新株予約権の行使期間	平成13年10月1日から 平成21年8月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 11,132円 資本組入額 5,566円	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数とは、平成11年8月25日開催の第14回定時株主総会における特別決議に基づき付与された新株引受権から、被付与者が喪失した権利を除く新株引受権の新株発行予定数であります。
2. 権利付与日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格の平均値による金額または権利付与日(ただし、取引が成立しない場合は、直近の取引成立日)の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格のいずれか高い金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。なお、権利付与日以降に時価を下回る価額で新株発行を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

11,132円は権利付与日(平成11年10月1日)の終値の金額16,700円を、平成12年7月19日付にて実施した株式分割(1株:1.5株)の比率で調整した金額であります。

3. (1) 権利を付与された者(以下、「権利者」という)は、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と権利者との間で締結する新株引受権付与契約(以下、「付与契約」という)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

(2) 新株引受権の行使は以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することができる。

① 権利付与日の2年後の応当日以降、付与された権利の2分の1の権利を行使することができる。ただし、単位株未満の端数が生じた場合は、②に繰り越すものとする。

② 権利付与日の4年後の応当日以降、付与された権利のすべてを行使することができる。

(3) 権利を付与された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。

4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

平成12年8月24日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成14年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成15年1月31日)
新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注1)	322,400株	320,700株
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	28,205円	同左
新株予約権の行使期間	平成14年10月1日から 平成22年8月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 28,205円 資本組入額 14,103円	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数とは、平成12年8月24日開催の第15回定時株主総会における特別決議に基づき付与された新株引受権から、被付与者が喪失した権利を除く新株引受権の新株発行予定数であります。

2. 権利付与日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が権利付与日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、権利付与日の終値とする。なお、権利付与日以降に時価を下回る価額で新株発行(転換社債の転換および新株引受権の行使の場合を除く)を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、権利付与日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

28,205円は権利付与日(平成12年10月1日)の属する月の前月(平成12年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値28,205円と権利付与日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近の取引日、すなわち平成12年9月29日)の終値24,880円との比較により、28,205円としたものであります。

3. (1) 権利を付与された者は、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者との間で締結するストックオプション付与契約（以下、「付与契約」という）に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株引受権の行使は以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成14年10月1日以降、付与された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成16年10月1日以降、付与された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を付与された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

平成13年8月23日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成14年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成15年1月31日)
新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注1)	452,800株	415,400株
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	11,780円	同左
新株予約権の行使期間	平成15年10月1日から 平成23年8月23日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 11,780円 資本組入額 5,890円	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数とは、平成13年8月23日開催の第16回定時株主総会における特別決議に基づき付与された新株引受権から、被付与者が喪失した権利を除く新株引受権の新株発行予定数であります。
2. 権利付与日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が権利付与日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、権利付与日の終値とする。なお、権利付与日以降に時価を下回る価額で新株発行（転換社債の転換および新株引受権の行使の場合を除く）を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、権利付与日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

11,780円は権利付与日（平成13年10月1日）の属する月の前月（平成12年9月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値9,844円と権利付与日の終値11,780円との比較により、11,780円としたものであります。

3. (1) 権利を付与された者は、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者との間で締結するストックオプション付与契約（以下、「付与契約」という）に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株引受権の行使は以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成15年10月1日以降、付与された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成17年10月1日以降、付与された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を付与された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成14年6月1日～ 平成14年11月30日	—	128,194,662	—	22,131	—	33,569

(4) 【大株主の状況】

平成14年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
オラクル・ジャパン・ホールディング・ インク (常任代理人 日興コーディアル証券株式 会社)	500 Oracle Parkway, Redwood Shores, California, U.S.A. (東京都千代田区丸の内3-3-1)	95,067	74.16
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-12	2,768	2.16
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2-11-3	2,257	1.76
三井アセット信託銀行株式会社	東京都港区芝3-23-1	2,027	1.58
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-12	1,341	1.05
U F J 信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-3	926	0.72
三菱信託銀行株式会社	東京都千代田区永田町2-11-1	633	0.49
パークレイズ・グローバル・ インベスターズ信託銀行株式会社	東京都渋谷区広尾1-1-39	326	0.25
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-12	324	0.25
日本オラクル社員持株会	東京都千代田区紀尾井町4-1	260	0.20
計	—	105,932	82.63

(注) 上記信託銀行の所有株式数のうち、信託業務に係る株式は、以下のとおりであります。

資産管理サービス信託銀行株式会社	2,755千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	2,126千株
三井アセット信託銀行株式会社	2,014千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,143千株
U F J 信託銀行株式会社	870千株
三菱信託銀行株式会社	633千株
みずほ信託銀行株式会社	324千株
パークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社	323千株

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成14年11月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 253,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 126,839,300	1,268,393	同上
単元未満株式	普通株式 1,102,362	—	同上
発行済株式総数	128,194,662	—	—
総株主の議決権	—	1,268,393	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が16,900株(議決権の数169個)含まれております。

② 【自己株式等】

平成14年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
日本オラクル株式会社	東京都千代田区紀尾井町4-1	253,000	—	253,000	0.20
計	—	253,000	—	253,000	0.20

(注) 上記のほか株主名簿上は当社の名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が100株(議決権の数1個)あります。なお、当該株式は①「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄に含めております。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成14年6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高 (円)	6,950	5,440	4,470	4,200	3,550	3,630
最低 (円)	4,980	4,130	3,480	3,480	2,820	2,800

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成13年6月1日から平成13年11月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成14年6月1日から平成14年11月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第17期中間会計期間（平成13年6月1日から平成13年11月30日まで）の中間財務諸表については朝日監査法人により、第18期中間会計期間（平成14年6月1日から平成14年11月30日まで）の中間財務諸表については新日本監査法人により中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高等からみて、連結の範囲から除いても当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.3%
売上高基準	0.9%
利益基準	0.4%
利益剰余金基準	0.8%

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成13年11月30日)		当中間会計期間末 (平成14年11月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成14年5月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		59,452		80,522		75,996	
2 受取手形		3		5		12	
3 売掛金		14,887		14,320		14,599	
4 有価証券		15,854		—		4,502	
5 たな卸資産		53		31		41	
6 繰延税金資産		915		592		1,177	
7 短期貸付金		5,000		—		5,000	
8 その他		788		1,240		739	
9 貸倒引当金		△138		△50		△155	
流動資産合計		96,816	93.4	96,662	93.9	101,914	93.9
II 固定資産							
1 有形固定資産	※						
(1) 建物附属設備		477		404		441	
(2) 器具及び備品		1,091		765		920	
有形固定資産合計		1,568		1,170		1,361	
2 無形固定資産		73		61		68	
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		655		451		523	
(2) 関係会社株式		122		33		56	
(3) 繰延税金資産		558		873		813	
(4) 差入保証金		3,794		3,626		3,794	
(5) その他		23		21		21	
投資その他の資産 合計		5,154		5,005		5,208	
固定資産合計		6,796	6.6	6,237	6.1	6,638	6.1
資産合計		103,613	100.0	102,899	100.0	108,553	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成13年11月30日)		当中間会計期間末 (平成14年11月30日)		前事業年度 の要約貸借対照表 (平成14年5月31日)			
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)		
(負債の部)									
I	流動負債								
1	買掛金	5,463		7,436		6,127			
2	未払金	2,865		2,433		3,126			
3	未払費用	1,322		1,333		1,313			
4	未払法人税等	6,594		4,109		6,798			
5	未払消費税等	872		753		828			
6	前受金	—		6,851		7,069			
7	前受収益	5,679		—		—			
8	賞与引当金	591		766		749			
9	その他	1,735		669		1,367			
	流動負債合計		25,125	24.3		24,354	23.7	27,380	25.2
II	固定負債								
1	退職給付引当金	59		—		—			
2	長期前受収益	258		—		—			
	固定負債合計		317	0.3		—	—	—	—
	負債合計		25,443	24.6		24,354	23.7	27,380	25.2
(資本の部)									
I	資本金		22,131	21.4		—	—	22,131	20.4
II	資本準備金		33,569	32.4		—	—	33,569	31.0
III	利益準備金		3,212	3.1		—	—	3,212	3.0
IV	その他の剰余金								
1	任意積立金								
(1)	特別償却準備金	180		—		—	180		
2	中間(当期)未処分利益	19,098		—		—	22,093		
	その他の剰余金合計		19,278	18.5		—	—	22,274	20.4
V	その他有価証券評価差額金		△6	△0.0		—	—	15	0.0
VI	自己株式		△15	△0.0		—	—	△30	△0.0
	資本合計		78,169	75.4		—	—	81,172	74.8

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成13年11月30日)		当中間会計期間末 (平成14年11月30日)		前事業年度 の要約貸借対照表 (平成14年5月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 資本金		—	—	22,131	21.5	—	—
II 資本剰余金							
1 資本準備金		—	—	33,569	—	—	—
資本剰余金合計		—	—	33,569	32.6	—	—
III 利益剰余金							
1 利益準備金		—	—	3,212	—	—	—
2 任意積立金		—	—	150	—	—	—
3 中間(当期)未処分利益		—	—	20,486	—	—	—
利益剰余金合計		—	—	23,850	23.2	—	—
IV その他有価証券評価差額金		—	—	26	0.0	—	—
V 自己株式		—	—	△1,032	△1.0	—	—
資本合計		—	—	78,544	76.3	—	—
負債資本合計		103,613	100.0	102,899	100.0	108,553	100.0

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自平成13年6月1日 至平成13年11月30日)		当中間会計期間 (自平成14年6月1日 至平成14年11月30日)		前事業年度 の要約損益計算書 (自平成13年6月1日 至平成14年5月31日)				
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)			
I 売上高			43,843	100.0		39,353	100.0		86,362	100.0
II 売上原価			16,233	37.0		18,894	48.0		33,323	38.6
売上総利益			27,610	63.0		20,458	52.0		53,039	61.4
III 販売費及び一般管理費			11,115	25.4		9,848	25.0		22,021	25.5
営業利益			16,494	37.6		10,610	27.0		31,017	35.9
IV 営業外収益	※1		68	0.2		58	0.1		93	0.1
V 営業外費用	※2		2	0.0		89	0.2		16	0.0
経常利益			16,560	37.8		10,579	26.9		31,095	36.0
VI 特別利益	※3		90	0.2		103	0.3		226	0.3
VII 特別損失	※4		101	0.2		100	0.3		533	0.6
税引前中間(当期)純利益			16,549	37.8		10,581	26.9		30,788	35.7
法人税、住民税及び事業税		6,473			3,987			13,122		
法人税等調整額		578	7,052	16.1	517	4,504	11.5	45	13,167	15.3
中間(当期)純利益			9,497	21.7		6,076	15.4		17,620	20.4
前期繰越利益			9,601			14,409			9,601	
中間配当額			—			—			5,127	
中間(当期)未処分利益			19,098			20,486			22,093	

③【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 (自平成13年6月1日 至平成13年11月30日)	当中間会計期間 (自平成14年6月1日 至平成14年11月30日)	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー 計算書 (自平成13年6月1日 至平成14年5月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前中間(当期)純利益		16,549	10,581	30,788
減価償却費		419	295	782
貸倒引当金の増減額(減少:△)		△96	△104	△80
賞与引当金の増減額(減少:△)		591	17	749
受取利息及び受取配当金		△33	△4	△43
新株発行費		0	—	0
支払利息		—	5	1
有価証券売却損		—	18	104
有価証券償還損		—	2	—
投資有価証券評価損		98	65	347
関係会社株式評価損		—	22	71
固定資産除売却損		1	13	3
売上債権の増減額(増加:△)		△239	286	39
たな卸資産の増減額(増加:△)		30	10	42
未収入金の増減額(増加:△)		△62	△441	△24
その他流動資産の増減額(増加:△)		22	△60	32
仕入債務の増減額(減少:△)		△1,046	1,308	△382
未払金の増減額(減少:△)		△808	△640	△714
未払消費税等の増減額(減少:△)		△754	△74	△799
前受金の増減額(減少:△)		—	△218	6,612
前受収益の増減額(減少:△)		△124	—	△6,063
その他流動負債の増減額(減少:△)		△1,513	△697	△266
その他		△77	1	△1,365
小計		12,955	10,386	29,832
利息及び配当金の受取額		37	4	48
利息の支払額		—	△2	△0
法人税等の支払額		△9,973	△6,675	△16,418
営業活動によるキャッシュ・フロー		3,018	3,713	13,462
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△5,200	—	△5,200
有価証券の売却による収入		1,301	1,481	8,896
有価証券の償還による収入		—	2,997	—
有形固定資産の取得による支出		△413	△181	△399
無形固定資産の取得による支出		△9	△0	△14
投資有価証券の取得による支出		△93	—	△259
投資有価証券の売却による収入		—	28	72
関係会社株式の取得による支出		—	—	△5
貸付による支出		—	—	△5,000
貸付金の回収による収入		4	5,000	5,004
保証金の差入による支出		△147	△2	△147
保証金の返還による収入		4	170	5
その他		—	0	—
投資活動によるキャッシュ・フロー		△4,553	9,493	2,951

		前中間会計期間 (自平成13年6月1日 至平成13年11月30日)	当中間会計期間 (自平成14年6月1日 至平成14年11月30日)	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー 計算書 (自平成13年6月1日 至平成14年5月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー				
株式の発行による収入		6	—	6
自己株式の取得による支出		△30	△1,005	△45
自己株式の売却による収入		16	—	16
配当金の支払額		△9,582	△7,674	△14,704
財務活動によるキャッシュ・フロー		△9,590	△8,680	△14,727
Ⅳ 現金及び現金同等物の増減額(減少:△)		△11,124	4,526	1,686
Ⅴ 現金及び現金同等物の期首残高		74,310	75,996	74,310
Ⅵ 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高		63,186	80,522	75,996

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自平成13年6月1日 至平成13年11月30日)	当中間会計期間 (自平成14年6月1日 至平成14年11月30日)	前事業年度 (自平成13年6月1日 至平成14年5月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) たな卸資産 月別総平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>(2) 有価証券 子会社株式 総平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 中間期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。)</p> <p>時価のないもの 総平均法による原価法によっております。</p>	<p>(1) たな卸資産 同左</p> <p>(2) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 中間期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(会計処理方法の変更) 従来、子会社株式及びその他有価証券で時価のないものについての評価方法は総平均法によっておりましたが、当中間会計期間より移動平均法に変更いたしました。また、その他有価証券で時価のあるものについての売却原価は総平均法により算定しておりましたが、当中間会計期間より移動平均法により算定することに変更いたしました。この変更は有価証券の売買損益を迅速かつ適時に把握するために行ったものであります。なお、この変更による損益への影響はありません。</p>	<p>(1) たな卸資産 同左</p> <p>(2) 有価証券 子会社株式 総平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。)</p> <p>時価のないもの 総平均法による原価法によっております。</p>

項目	前中間会計期間 (自平成13年6月1日 至平成13年11月30日)	当中間会計期間 (自平成14年6月1日 至平成14年11月30日)	前事業年度 (自平成13年6月1日 至平成14年5月31日)
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産</p> <p>①コンピュータハードウェア 定額法</p> <p>②その他の有形固定資産 定率法</p> <p>なお、コンピュータハードウェアにつきましては経済的耐用年数(パーソナルコンピュータにつきましては2年、サーバーにつきましては3年)により、その他の有形固定資産につきましては法人税法の規定と同一の耐用年数により償却しております。</p> <p>(2)無形固定資産 定額法</p> <p>なお、自社利用ソフトウェアにつきましては、社内利用可能期間(5年)に基づき償却しております。</p>	<p>(1)有形固定資産</p> <p>①建物付属設備 定率法</p> <p>②器具及び備品 イ.コンピュータハードウェア 定額法 ロ.その他 定率法</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <p>①建物付属設備 8年～15年</p> <p>②器具及び備品 イ. パーソナルコンピュータ 2年 ロ.サーバー 3年 ハ.その他 5年～8年</p> <p>(2)無形固定資産 同左</p>	<p>(1)有形固定資産</p> <p>①建物付属設備 定率法</p> <p>②器具及び備品 イ.コンピュータハードウェア 定額法 ロ.その他 定率法</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <p>①建物付属設備 8年～15年</p> <p>②器具及び備品 イ. パーソナルコンピュータ 2年 ロ.サーバー 3年 ハ.その他 2年～8年</p> <p>(2)無形固定資産 同左</p>
3. 繰延資産の処理方法	新株発行費は支出時に全額費用として処理しております。	—————	新株発行費は支出時に全額費用として処理しております。
4. 引当金の計上基準	<p>(1)貸倒引当金 債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2)賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p>	<p>(1)貸倒引当金 同左</p> <p>(2)賞与引当金 同左</p>	<p>(1)貸倒引当金 同左</p> <p>(2)賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。</p>

項目	前中間会計期間 (自平成13年6月1日 至平成13年11月30日)	当中間会計期間 (自平成14年6月1日 至平成14年11月30日)	前事業年度 (自平成13年6月1日 至平成14年5月31日)
	(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異につきましては、各事業年度の発生時の翌期において一括費用処理することとしております。	(3) _____	(3) _____
5. 収益の計上基準	コンサルティング売上 進行基準を適用しております。	コンサルティング売上 同左	コンサルティング売上 同左
6. 中間キャッシュ・フロー計算書(キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	中間キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左	キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

項目	前中間会計期間 (自平成13年6月1日 至平成13年11月30日)	当中間会計期間 (自平成14年6月1日 至平成14年11月30日)	前事業年度 (自平成13年6月1日 至平成14年5月31日)
7. その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p> <p>(2) 法人税等の会計処理の方法 当中間会計期間にかかる納付税額及び法人税等調整額の計算に当たっては、当事業年度の利益処分において予定している特別償却準備金の積立額及び取崩額を課税所得に反映させております。</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(2) 法人税等の会計処理の方法 当中間会計期間にかかる納付税額及び法人税等調整額の計算に当たっては、当事業年度の利益処分において予定している特別償却準備金の取崩額を課税所得に反映させております。</p>	<p>(1) 消費税等の処理方法 同左</p> <p>(2) —————</p>

会計処理方法の変更

前中間会計期間 (自平成13年6月1日 至平成13年11月30日)	当中間会計期間 (自平成14年6月1日 至平成14年11月30日)
—————	<p>(サポートサービス収益の計上基準)</p> <p>従来、一部のパートナーに対する間接販売のサポートサービス収益の認識については、当該パートナーからの報告書到着日基準を適用しておりましたが、当中間会計期間よりサポートサービス収益をサポート提供期間に按分して計上する方法に変更いたしました。</p> <p>この変更は、当該間接販売については報告書を適時入手するよう契約条件の変更を進めており、また、サポートサービスの提供は期間を通じて発生していることから、期間損益の適正化を図るために行ったものであります。なお、この変更により、従来と同一の基準によった場合に比べ、売上高は594百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益は386百万円それぞれ増加しております。</p>

追加情報

前中間会計期間 (自平成13年6月1日 至平成13年11月30日)	当中間会計期間 (自平成14年6月1日 至平成14年11月30日)	前事業年度 (自平成13年6月1日 至平成14年5月31日)
		<p>(退職給付会計)</p> <p>当社は確定拠出年金法の施行に伴い、平成14年1月に従来の適格退職年金制度から確定拠出年金制度へ全面的に移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。制度改定に伴う利益84百万円は特別利益に計上しております。</p>
<p>(賞与引当金)</p> <p>従来、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を「未払費用」として表示していましたが、リサーチ・センター審理情報[No. 15]「未払従業員賞与の財務諸表における表示科目について」(平成13年2月14日日本公認会計士協会)が公表されたことにより、当中間期末より支給見込額のうち支給額が確定していない部分については「賞与引当金」として表示することに変更いたしました。なお、前中間会計期間末および前期末の「未払費用」に含まれる「賞与引当金」相当額はそれぞれ484百万円および1,194百万円であります。</p>		<p>(賞与引当金)</p> <p>従来、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を「未払費用」として表示していましたが、リサーチ・センター審理情報[No. 15]「未払従業員賞与の財務諸表における表示科目について」(平成13年2月14日日本公認会計士協会)が公表されたことにより、当事業年度末より支給見込額のうち支給額が確定していない部分については「賞与引当金」として表示することに変更いたしました。なお前事業年度末の「未払費用」に含まれる「賞与引当金」相当額は、1,194百万円であります。</p>
<p>(自己株式)</p> <p>前中間会計期間において流動資産の「その他」に含めて表示していた自己株式(前中間会計期間末5百万円、当中間会計期間末15百万円)は、中間財務諸表等規則の改正に伴い、当中間会計期間末においては、資本に対する控除項目として資本の部の末尾に記載しております。</p>		<p>(自己株式)</p> <p>前事業年度において流動資産の「その他」に含めて表示していた自己株式(2百万円)は、財務諸表等規則の改正により当事業年度末より資本に対する控除項目として資本の部の末尾に表示しております。</p>

前中間会計期間 (自平成13年6月1日 至平成13年11月30日)	当中間会計期間 (自平成14年6月1日 至平成14年11月30日)	前事業年度 (自平成13年6月1日 至平成14年5月31日)
—————	(自己株式及び法定準備金取崩等会計) 当中間会計期間から「自己株式及び 法定準備金の取崩等に関する会計基 準」(企業会計基準第1号)を適用 しております。これによる当中間会 計期間の損益に与える影響は軽微で あります。また、中間財務諸表等規 則の改正により、当中間会計期間末 における中間貸借対照表の資本の部 については、改正後の中間財務諸表 等規則により作成しております。	—————

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成13年11月30日)	当中間会計期間末 (平成14年11月30日)	前事業年度末 (平成14年5月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額 4,497百万円	※ 有形固定資産の減価償却累計額 4,721百万円	※ 有形固定資産の減価償却累計額 4,577百万円

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成13年6月1日 至平成13年11月30日)	当中間会計期間 (自平成14年6月1日 至平成14年11月30日)	前事業年度 (自平成13年6月1日 至平成14年5月31日)
※1. 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 13百万円 有価証券利息 19百万円	※1. 営業外収益のうち主要なもの 保険配当金 26百万円	※1. 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 18百万円 有価証券利息 24百万円
※2. 営業外費用のうち主要なもの 自己株式売却損 1百万円	※2. 営業外費用のうち主要なもの 為替差損 41百万円 有価証券売却損 18百万円	※2. 営業外費用のうち主要なもの 為替差損 12百万円
※3. 特別利益のうち主要なもの 貸倒引当金戻入益 90百万円	※3. 特別利益のうち主要なもの 貸倒引当金戻入益 103百万円	※3. 特別利益のうち主要なもの 貸倒引当金戻入益 72百万円 退職給付制度改定に 伴う利益 84百万円 投資有価証券売却益 69百万円
※4. 特別損失のうち主要なもの 投資有価証券評価損 98百万円	※4. 特別損失のうち主要なもの 投資有価証券評価損 65百万円 関係会社株式評価損 22百万円	※4. 特別損失のうち主要なもの 投資有価証券評価損 347百万円 有価証券売却損 104百万円 関係会社株式評価損 71百万円
5. 減価償却実施額 有形固定資産 407百万円 無形固定資産 12百万円	5. 減価償却実施額 有形固定資産 286百万円 無形固定資産 8百万円	5. 減価償却実施額 有形固定資産 759百万円 無形固定資産 23百万円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自平成13年6月1日 至平成13年11月30日)	当中間会計期間 (自平成14年6月1日 至平成14年11月30日)	前事業年度 (自平成13年6月1日 至平成14年5月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成13年11月30日現在) (百万円)	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成14年11月30日現在) (百万円)	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成14年5月31日現在) (百万円)
現金及び預金 59,452	現金及び預金勘定 80,522	現金及び預金勘定 75,996
有価証券のうちMMF 3,232	現金及び現金同等物 80,522	有価証券勘定 4,502
有価証券のうち中期国債 501		証券投資信託 △4,502
ファンド		現金及び現金同等物 75,996
現金及び現金同等物 63,186		

(リース取引関係)

項目	前中間会計期間 (自 平成13年6月1日 至 平成13年11月30日)		当中間会計期間 (自 平成14年6月1日 至 平成14年11月30日)		前事業年度 (自 平成13年6月1日 至 平成14年5月31日)	
	未経過リース料		未経過リース料		未経過リース料	
オペレーティング・ リース取引 (借主側)	1年内	5百万円	1年内	2百万円	1年内	2百万円
	1年超	4百万円	1年超	1百万円	1年超	2百万円
	合計	9百万円	合計	4百万円	合計	5百万円

(有価証券関係)

前中間会計期間末 (平成13年11月30日現在)

有価証券

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	22	90	67
(2) 証券投資信託受益証券	12,200	12,121	△ 78
合計	12,222	12,211	△ 10

2. 時価のない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額(百万円)
(1) 子会社株式 非上場株式	122
(2) その他有価証券 MMF・中期国債ファンド 非上場株式	3,733 564

当中間会計期間末 (平成14年11月30日現在)

有価証券

1. 子会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	119	165	46
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	119	165	46

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 満期保有目的の債券	—
(2) その他有価証券 非上場株式 (店頭売買株式を除く)	286

前事業年度末 (平成14年5月31日現在)

有価証券

1. 子会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	20	43	23
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	4,500	4,502	2
合 計	4,520	4,546	26

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 満期保有目的の債券	—
(2) その他有価証券 非上場株式 (店頭売買株式を除く)	479

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間 (自 平成13年6月1日 至 平成13年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成14年6月1日 至 平成14年11月30日)	前事業年度 (自 平成13年6月1日 至 平成14年5月31日)
当社はデリバティブ取引を全く利用して おりませんので該当事項はありません。	同左	同左

(持分法損益等)

前中間会計期間 (自 平成13年6月1日 至 平成13年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成14年6月1日 至 平成14年11月30日)	前事業年度 (自 平成13年6月1日 至 平成14年5月31日)
該当事項はありません。	同左	同左

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成13年6月1日 至 平成13年11月30日)		当中間会計期間 (自 平成14年6月1日 至 平成14年11月30日)		前事業年度 (自 平成13年6月1日 至 平成14年5月31日)	
1株当たり純資産額	609.78円	1株当たり純資産額	613.91円	1株当たり純資産額	633.21円
1株当たり中間純利益	74.08円	1株当たり中間純利益金額	47.45円	1株当たり当期純利益金額	137.45円
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	74.02円	潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	47.45円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	—
		(追加情報) 当中間会計期間から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。 なお、同会計基準及び適用指針を前中間会計期間及び前事業年度に適用して算定した場合の1株当たり情報に与える影響は軽微であります。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、調整計算の結果1株当たり当期純利益金額が減少しないため記載しておりません。	

(注1) 前事業年度より1株当たり情報の計算については、自己株式数を控除して計算しております。

(注2) 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 平成13年6月1日 至 平成13年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成14年6月1日 至 平成14年11月30日)	前事業年度 (自 平成13年6月1日 至 平成14年5月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(百万円)	—	6,076	—
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益(百万円)	—	6,076	—
期中平均株式数(株)	—	128,078,974	—
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額 (百万円)	—	—	—
普通株式増加数(株)	—	1	—
(うち新株予約権(株))	—	1	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	新株予約権1種類(新株予約権の数 4,921個) 新株引受権3種類(新株引受権の株式の数 1,197,100株) これらの詳細については、第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。	—

(重要な後発事象)

<p>前中間会計期間 (自 平成13年 6月 1日 至 平成13年11月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成14年 6月 1日 至 平成14年11月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成13年 6月 1日 至 平成14年 5月31日)</p>
<p>オラクル・コーポレーションとの販売代理店契約に関わるロイヤルティの適用範囲の変更</p> <p>平成14年2月26日開催の取締役会において、当社業務におけるロイヤルティ適用範囲につき見直しおよび明確化を行い、既に日本以外の子会社に適用されている賦課方式に統一するため、「オラクル・コーポレーションとの販売代理店契約に関わるロイヤルティの適用範囲の変更」を決議し、オラクル・コーポレーションと相互に合意しました。</p> <p>なお、この変更に伴い、販売代理店契約の相手会社はオラクル・コーポレーションから同社の知的財産権保有子会社であるオラクル・インターナショナル・コーポレーションになります。</p> <p>また、この変更により、当事業年度（自 平成13年 6月 1日 至 平成14年 5月31日）中において、平成14年3月以降売上原価が約14億円増加するものと見込んでおります。</p> <p>(1) 適用範囲変更の時期 平成14年3月1日以降計上されるロイヤルティの対象となる当社の売上に対して適用されます。</p> <p>(2) 契約の相手会社の名称 オラクル・インターナショナル・コーポレーション</p> <p>(3) 変更の内容 この合意により、日本におけるサポートサービスの一部の業務（ソフトウェアプロダクトに密接に関わるサポートサービス）に関して、新たにロイヤルティ適用範囲として付加することで変更致しました。この変更は従来適用されているロイヤルティの料率を変更するものではありません。また、この適用範囲の変更以外に当社の、オラクル・コーポレーションの日本における総代理店としての契約上の地位には一切変更はありません。</p>	<p>ネクストキャリアプログラム（転職支援制度）の導入</p> <p>平成14年12月13日開催の当社取締役会において、中期経営計画の人員計画に基づき、社外で新しいキャリア形成を目指す従業員の転職支援を目的とした「ネクストキャリアプログラム」の実施を決議いたしました。</p> <p>(1) 募集人数 150名（平成14年11月30日現在の従業員数1,588名）</p> <p>(2) 募集対象者 新卒入社4年目相当以上の社員資格を有する社員</p> <p>(3) 募集期間 平成14年12月26日から 平成15年1月15日まで</p> <p>(4) 損益に与える影響 特別退職金の支給等による平成15年5月期の特別損失の発生見込額は約16億円となります。</p>	<p>自己株式取得の決議と新株予約権の発行によるストックオプション制度の実施</p> <p>平成14年8月21日開催の第17回定時株主総会において、商法第210条の規定に基づき、本総会終結の時から次期定時株主総会終結の時までに、当社普通株式200万株、取得価額の総額100億円を限度として取得することを決議いたしました。</p> <p>また、同定時株主総会において、当社取締役および従業員に対し、商法第280条ノ20および第280条ノ21に基づき、当社普通株式500,000株を限度として新株予約権の発行による、ストックオプション制度を実施することを決議いたしました。</p>

(2) 【その他】

平成15年1月15日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

① 中間配当による配当金の総額	4,477百万円
② 1株当たりの金額	35円
③ 支払請求の効力発生日及び支払開始日	平成15年2月10日

(注) 平成14年11月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主または登録質権者に対し、支払いを行います。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

平成14年8月22日 関東財務局長に提出

事業年度（第17期）（自 平成13年6月1日 至 平成14年5月31日）

(2) 臨時報告書及びその訂正報告書

平成14年9月24日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプションとしての新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。

平成14年10月2日 関東財務局長に提出

証券取引法第24条の5第5項に基づき、平成14年9月24日に提出した臨時報告書の訂正報告書であります。

平成14年11月20日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプションとしての新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。

(3) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 平成14年8月22日 至 平成14年8月31日） 平成14年9月10日 関東財務局長に提出

報告期間（自 平成14年9月1日 至 平成14年9月30日） 平成14年10月1日 関東財務局長に提出

報告期間（自 平成14年10月1日 至 平成14年10月31日） 平成14年11月1日 関東財務局長に提出

報告期間（自 平成14年11月1日 至 平成14年11月30日） 平成14年12月3日 関東財務局長に提出

報告期間（自 平成14年12月1日 至 平成14年12月31日） 平成15年1月6日 関東財務局長に提出

報告期間（自 平成15年1月1日 至 平成15年1月31日） 平成15年2月3日 関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

中間監査報告書

平成14年2月28日

日本オラクル株式会社

代表取締役社長 新宅 正明 殿

朝日監査法人

代表社員 公認会計士 天野 秀樹 印
関与社員

関与社員 公認会計士 松下 修 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本オラクル株式会社の平成13年6月1日から平成14年5月31日までの第17期事業年度の中間会計期間（平成13年6月1日から平成13年11月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表が日本オラクル株式会社の平成13年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成13年6月1日から平成13年11月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、当社（半期報告書提出会社）が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

中間監査報告書

平成15年2月27日

日本オラクル株式会社

代表取締役社長 新宅 正明 殿

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 二村 隆章 印
関与社員

関与社員 公認会計士 宮入 正幸 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本オラクル株式会社の平成14年6月1日から平成15年5月31日までの第18期事業年度の中間会計期間（平成14年6月1日から平成14年11月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表が日本オラクル株式会社の平成14年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成14年6月1日から平成14年11月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、当社（半期報告書提出会社）が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。